

令和9年度以降の水田政策の見直しに関する意見書（案）

国際情勢の変化や世界的な食料需給の不安定化を背景に、食料安全保障の確保は、我が国の重要な政策課題となっている。一方、国内では農業者の高齢化や減少が進み、農地の維持や地域農業を支える共同活動の継続が困難となるなど、生産基盤の弱体化が懸念されている。

こうした中、国は令和9年度以降の水田政策の抜本的な見直しを進めているが、作物ごとの生産性向上や低コスト化に加え、農地の維持そのものが持つ公益的な価値を適切に評価し、地域の実情に応じた持続可能な農業経営を支える制度の構築が不可欠である。

特に、水田は、米をはじめとする食料の生産基盤であるとともに、洪水防止や水源涵養、景観の保全、地域コミュニティの維持など、多面的な機能を有している。こうした機能を将来にわたって維持するためには、農業者の経営努力だけに依存するのではなく、国として安定的かつ継続的に支える仕組みが必要である。

よって、国においては、令和9年度以降の水田政策の見直しに当たり、地域農業の持続的な発展と食料安全保障の確保を図るため、次の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

1 農地の維持を評価する新たな支援制度の創設

食料安全保障の基盤となる農地を将来にわたって維持するため、作物の生産性や収量のみならず、農地の保全や営農継続の取組を評価する「食料安全保障基盤支払制度」を創設し、農地の維持管理に必要な経費を安定的に支援すること。

2 地域の実情に応じた生産基盤支援への転換

水田活用の直接支払交付金について、地域の気候や土壌、作付体系、販売先等の特性を踏まえ、水稻、麦、大豆、飼料作物等の生産基盤を維持できる支援制度へ再構築すること。また、制度変更によって農業経営に急激な影響が生じないよう、十分な移行期間と経過措置を設けること。

3 中山間地域等の条件不利地域への支援強化

中山間地域や離島など、地形や立地条件により生産コストが高く、農地の集積や大規模化にも限界がある地域については、平地とは異なる条件不利性を適切に評価し、農地の維持や営農継続に必要な支援を拡充すること。

4 農地・水路等の保全と地域共同活動への支援充実

多面的機能支払制度について、農地や農業用水路、ため池等の維持管理に加え、地域住民や関係団体が連携して行う保全活動を継続できるよう、活動実態に応じた支援水準の確保と事務負担の軽減を図ること。

5 多様な農業者の経営継続と次世代への継承支援

大規模経営体や法人だけでなく、家族経営、小規模農家、兼業農家、新規就農者

など、多様な農業者が地域農業を支える実態を踏まえ、営農規模や経営形態にかかわらず、農地の維持や地域の生産活動に取り組む農業者を支援すること。また、担い手の確保や農地の継承を促進するため、機械・施設の導入、共同利用、スマート農業の活用等を支援すること。

6 制度の安定運用に必要な財源の確保

以上の施策を着実に実施するため、既存制度の単純な組替えにとどまらず、食料安全保障と地域農業の維持に必要な予算を十分に確保するとともに、農業者が中長期的な経営計画を立てられるよう、支援内容を早期に明示し、継続性と予見可能性の高い制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月16日

香 川 県 議 会